

ID: 1791

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	管理協定の締結の認可		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第24条第5項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【根拠条文】 (管理協定の締結等) 第24条 5 第1項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結するときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文及び法第26条の規定による。 (管理協定の認可) 第26条 市町村長は、第24条第5項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反しないこと。 (2) 管理協定の内容が、第24条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。 都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和7年4月1日改正)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成30年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日